

法定外公共用財産用途廃止申請の手引き

1 申請書の提出

- (1) 提出先・・・甲州市役所 建設課 道路・河川管理担当
〒404-8501 甲州市塩山上於曾1085番地 1
Tel0553-32-5071 Fax0553-32-1818
- (2) 提出部数 2部・・・ 正本1部、副本1部（コピー可）

2 申請書類作成上の注意事項

- (1) 申請書（様式第1号）
財産の所在・現況種目・面積及び用途廃止する理由等を記述する。
- (2) 利害関係者同意書
- ・法定外公共用財産の隣接土地に申請者以外の者（対側、相隣土地所有者）の所有する土地がある場合、原則として当該土地所有者の同意書（様式第2号）
 - ・法定外公共用財産に利害関係を有する者の代表者（農業委員、利水組合長、区長、土木委員、その他影響を受ける者等）の同意書（様式第2号）
- (3) 位置図・案内図
位置図は縮尺1/10,000程度とし、主要交通機関からの経路、主要道路等の目標となる地物及び方位を明示すること。案内図は住宅地図で可。
- (4) 地図写（公図写）
法務局備付の地図により、当該申請箇所及びその周辺の全部を転写したものに申請人の所有地範囲を朱線で囲み、用途廃止部分を用途別に薄く着色するとともに次に掲げる事項を記入すること。
- ア 市・大字・字・番地・地目及び土地所有者の住所・氏名
イ 当該地図の所在する法務局名・転写年月日・縮尺・方位及び転写者の氏名・印
ウ 不動産登記法第14条地図が整備されている地域においては、旧公図も添付
- (5) 実測（現況）平面図（求積図を含む）
縮尺は原則として1/250または1/500とし、（4）に準じて表示し、求積計算は用途別に少数第2位までとし、用途変更する道水路部分についても同様に求積すること。
さらに、現況写真の撮影方向及び位置を明示すること。
- (6) 計画平面図
縮尺は原則として1/250又は1/500とする。
- (7) 横断面図
縮尺は原則として1/100又は1/200とし官民境界を明示すること。
- (8) 縦断面図
縮尺は原則として1/100又は1/200とし、既存の公共施設との接合状況が確認できること。水路については、勾配を明記すること。
- (9) 登記簿謄本（申請地及び隣接地）

- (10) 構造図
代替施設を設置する場合
- (11) 現況写真
実測平面図に撮影位置及び方向を明示し、申請位置を朱書きすること。
- (12) その他の参考書類（農地転用申請写、法人登記簿謄本等）

※ 用途廃止の可否は案件により異なります、事前に建設課にご相談ください。

(様式第 1 号)

年 月 日

甲州市長 様

申請者	住 所	
	氏 名	印
申請者	住 所	
(買受人)	氏 名	印

甲州市法定外公共用財産（ ）用途廃止申請書

次のとおり甲州市法定外公共用財産の用途廃止を願いたく申請します。

1 物件の表示

- (1) 財産の所在
- (2) 現 況 種 目
- (3) 地 積 m^2

2 用途廃止しようとする理由

3 添付書類

- (1) 隣接土地所有者及び公的機関等の代表者その他利害関係人の同意書
- (2) 位置図・案内図
- (3) 地図写（公図写）※14 条地図が整備されている地域においては旧公図写しを添付
- (4) 実測（現況）平面図（求積図を含む）
- (5) 計画平面図
- (6) 横断図
- (7) 縦断図
- (8) 登記簿謄本
- (9) 構造図
- (10) 現況写真
- (11) その他参考書類

(様式第 2 号)

同 意 書

申請者	住 所	
	氏 名	印
買受人	住 所	
	氏 名	印

甲州市 番地先甲州市法定外公共用財産(道路・水路等)
を用途廃止することについて同意いたします。

なお、実測平面図に示す甲州市法定外公共用財産との境界及び(申請人・買受人)が
買い取ることについても併せて同意いたします。

関 係 事 由

(隣接地番又は関係役職)

年	月	日	住 所	
(		)	氏 名	印
年	月	日	住 所	
(		)	氏 名	印
年	月	日	住 所	
(		)	氏 名	印
年	月	日	住 所	
(		)	氏 名	印
年	月	日	住 所	
(		)	氏 名	印

※申請者と買受人が同一の場合は買受人の欄は「同上」とし、異なる場合はそれぞれの住所・氏名を記入すること。
※関係事由欄には、「〇〇番地所有者」「区長」「農業委員」「土木委員」などと記入すること。
※廃止される路線上の隣接土地所有者などは「〇〇番地所有者」と記入すること。
※同意者の住所・氏名は自署であること